

仕 様 書

1 委託業務名

令和4年度 起業セミナー及び個別相談会業務

2 委託期間

契約締結の日～令和5年2月28日（火）

3 委託の目的

中播磨地域の都市部や農村部で起業を検討している人や中播磨地域に仕事の拠点を移したい人などを対象に、創業の心構えや事業計画、マーケティング、財務等のポイントなどを学ぶセミナー及び個別相談会を開催することにより、地域の起業・創業の活性化を図るとともに、中播磨地域への企業の移転を促進する。

4 委託料（上限）

400,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

5 委託内容

（1）起業セミナー（基礎セミナー）および個別相談会の実施

① 起業セミナー（基礎セミナー）

- ・導入研修、創業の基礎知識や先輩起業家の体験談（意見交換含む）など
※先輩起業家の体験談は、都市部で起業した人のほか、都市部と農村部の二拠点居住や田舎暮らしで起業した人など、都市部及び農村部での起業体験談（2者以上）とする。
- ・マーケティング、財務等の基礎
- ・事業計画の作り方
- ・金融機関（日本政策金融公庫、地元金融機関等）からの起業に関する資金制度の説明
- ・市町の支援策の説明

② 個別相談会（先輩起業家、市町、金融機関等）

※上記①及び②の参加者を募集するチラシ等の作成及びアンケートの実施を含む

（2）実施時期

10月～12月の事業にとって効果的な日の午後（1回）

（3）本事業の対象者

中播磨地域で起業を検討している人や、中播磨地域に仕事の拠点を移したい人に加えて、都市部と農村部の二拠点居住や田舎暮らしでの起業を検討している人も広く対象とする（高校生、学生可）。

（4）その他

- ・業務の運営に際しては、中播磨県民センターとの協議・調整を充分に行うこと（日本政策金融公庫や地元金融機関については、中播磨県民センターとともに調整する）。
- ・受託者は、チラシを作成するほか、自社ウェブサイト、その他独自のノウハウを活用

した効果的な手段で募集を行うこと。

- ・チラシ等の案内先は受託者からの提案に、県民センターの選定先を加える。県民センターの選定先については、県民センターから案内し、案内にかかる費用は県民センターが負担する。ただし、県民センターが案内する枚数も含めて、受託者がチラシを作成すること。
- ・申込先及び問い合わせ先は、受託者の指定する窓口とする。
- ・チラシ、ウェブサイト等による PR の際には、県民センターの委託事業であることが分かるように表記すること。
- ・チラシ及びウェブサイト等による告知・広告内容については、事前に県民センターと協議すること。
- ・運営に関しては責任者を決定し、業務の進行管理・実施状況把握や委託元である中播磨県民センター、関係機関との連絡調整等を綿密に行うこと。
- ・協議・調整において、県と受託者双方で確認の上、提案業務の内容を修正し、又は変更することがある。
- ・受託業務者は、協議・調整をした業務の内容を記載した業務計画書及び業務の実績を記載した実績報告書を県に提出すること。なお、業務の実施に当たっては、業務計画書、委託契約書及び本仕様書に従うこと。

6 支払条件等

委託料は、事業終了後に提出される実績報告等に基づき、県民センターが検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認した上で支払う。ただし、本業務の遂行上、必要がある場合には、受託者は前金払いを請求することができる。

精算の結果、精算額が契約金額を超えるときは、契約金額を限度として支払金額を確定するものとし、精算額が契約金額を下回るときは、精算額により支払金額を確定するものとする。

本業務終了後、確定した支払金額を上回る額が既に前金払いされている場合には、超過分を県に返還するものとする。

7 再委託の禁止

本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。））はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲内等を記載した再委託の必要性が分かる書面を県に提出し、県民センターの書面による承認を得た場合は、県民センターが承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は県に対し全ての責任を負うものとする。

8 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、本業務を行うにあたり、関係する法令を遵守すること。

(2) 個人情報保護

- ・受託者又は受託者から再委託を受けた者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する条例（平成8年10月9日兵庫県条例第24条）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- ・本業務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなった時は、確実かつ速やかに廃棄し又は消去し、県民センターに報告しなければならない。
- ・受託者は、本業務を処理するために県民センターから引き渡された個人情報が記録された資料等を県民センターの承諾なしに複写又は複製してはならない。
- ・本業務を処理するために個人情報を取り扱うときは、契約書において定めた場所で行うものとし、県民センターが承諾した場合を除き、当該場所以外の場所で個人情報を取り扱ってはならない。

（3）守秘義務

受託者又は受託者から再委託を受けた者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

（4）暴力団の不当介入における通報等

- ① 受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。
- ② 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長変更を要求することができる。

9 留意事項

- （1）本業務により製作される成果物の所有権、著作権は兵庫県に帰属するものとする。
- （2）この仕様書に定めのない事項については、県民センター、受託者協議のうえ定める。仕様に関しての疑義についても同様とする。

10 実績報告書・成果物の提出

- （1）本業務に関わる実績報告書（実施概要、実績、効果、実施の際の記録写真等）
- （2）アンケート用紙原本及びとりまとめ結果
- （3）その他当該業務において作成した広報物等